

平成30年度五戸町起業家養成講座受講費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、町内における起業家の創出並びに町内事業者の事業継続及び発展を図るため、起業を目指す者やビジネススキル向上を目指す者に対し、町と連携協力協定を締結している八戸学院大学主催の起業家養成講座受講に係る経費の一部について、予算の範囲内において五戸町起業家養成講座受講費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有し、満20歳以上の者
- (2) 八戸学院地域連携研究センター（以下「研究センター」という。）が実施する起業家養成講座を受講する者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 研究センターに支払う起業家養成講座受講費
- (2) その他町長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額の3分の2又は3万円のいずれか少ない額とする。

(交付申請)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は、五戸町起業家養成講座受講費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 研究センターに提出した受講申込書の写し
- (3) 研究センターから交付された受講決定書の写し

3 町長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

（交付決定）

第6条 規則第4条第3項の補助金等交付決定通知書は、五戸町起業家養成講座受講費補助金交付決定通知書（様式第3号）とする。

（交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ五戸町起業家養成講座受講費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出して、その承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

（申請の取下げ）

第8条 規則第6条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として町長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

（実績報告）

第9条 規則第9条の補助事業等実績報告書は、五戸町起業家養成講座受講費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第5号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第8号）
- (2) 領収書、受領書等の支払を証明するものの写し
- (3) 起業家養成講座修了証の写し
- (4) 研究センターに提出したプレゼンテーション資料等の写し

3 町長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第7条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定通知）

第10条 規則第10条の補助金等交付額確定通知書は、五戸町起業家養成講座受講費補助金交付額確定通知書（様式第6号）とする。

（補助金の請求等）

第11条 補助金の請求は、前条により補助金額が確定した後に五戸町起業家養成講座受講費請求書（様式第7号）を町長に提出して行うものとする。

（帳簿等の保管）

第12条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を、5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年5月14日から施行する。